

愛知県公立大学法人が保有する個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第二条第四号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
 - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果。
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第2条 条例第6条第4項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることに関する個人情報とする。

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第3条 条例第14条第1項第3号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 法人又は国、独立行政法人等(条例第2条第9号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体若しくは他の地方独立行政法人(同条第1号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(独立行政法人等及び他の地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国又は愛知県以外の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務
- (3) 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務
(個人情報取扱事務の登録)

第4条 条例第14条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1のとおりとする。

2 条例第14条第2項第7号の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の処理形態
- (2) 特定個人情報の有無
- (3) 個人情報の経常的提供先
- (4) 外部委託の有無

(口頭により開示請求ができる保有個人情報)

第5条 理事長は、条例第16条第1項ただし書の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を法人のホームページに掲載するものとする。

(開示請求書に記載する事項等)

第6条 条例第16条第1項第3号の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第13条第5項において同じ。)の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第16条第1項に規定する開示請求書は、様式第2(条例第15条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、様式第2の2)のとおりとする。

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

第7条 条例第16条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして理事長が認める書類
- (2) 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)その他その資格を証明する書類として理事長が認める書類

(3) 本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類及び次のいずれかの書類

ア 開示請求に係る委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

イ その他その資格を証明する書類として理事長が認める書類

2 条例第16条第1項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める書類のうち2以上の種類の書類の写し

(2) 前項第2号に掲げる場合 当該法定代理人に係る同項第1号に定める書類のうち2以上の種類の書類の写し及び戸籍謄本（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）その他その資格を証明する書類として理事長が認める書類

(3) 前項第3号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第1号に定める書類のうち2以上の種類の書類の写し及び次のいずれかの書類

ア 前項第3号アに掲げる書類

イ その他その資格を証明する書類として理事長が認める書類

3 開示請求をした代理人（条例第15条第2項に規定する代理人をいう。以下この項において同じ。）又は法人以外の実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第24条第1項の規定により法人に事案を移送した旨の通知を受けた代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を理事長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定通知書に記載する事項等）

第8条 条例第21条第1項の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第21条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

3 条例第21条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

第9条 条例第22条第2項、第33条第2項及び第41条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

（決定期間特例通知書の様式）

第10条 条例第23条、第34条及び第42条に規定する書面は、様式第7のとおりと

する。

(事案移送通知書の様式)

第11条 条例第24条第1項及び第35条第1項に規定する書面は、様式第8のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知事項等)

第12条 条例第25条第1項の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求のあった保有個人情報記録されている行政文書の名称
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第9のとおりとする。

3 条例第25条第2項の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項各号に掲げる事項
- (2) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第25条第2項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

5 条例第25条第3項(条例第43条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施等)

第13条 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定により、条例第16条第1項ただし書に規定する保有個人情報を開示する場合にあっては、閲覧の方法により行うものとする。

3 条例第26条第1項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規程で定めるものは、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして理事長が認める書類とする。

4 送付により開示を受ける場合において、条例第26条第1項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規程で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして理事長が認める書類のうち2以上の種類の書類の写しとする。

5 条例第26条第2項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき一部とする。

6 条例第26条第2項の規定による閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報記録されている行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、理事長は、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第14条 条例第26条第2項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、理事長が相当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、理事長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項第3号において同じ。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 条例第26条第2項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、理事長が相当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、理事長がその保有するプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光磁気ディスク又は光ディスクに複写したものの交付

(費用の負担)

第15条 条例第27条の実施機関の規程で定めるものは、前条第2項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第16条 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、様式第11（条例第29条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあつては、様式第11の2）のとおりとする。

(訂正請求における本人等の証明に必要な書類)

第16条の2 第7条第1項から第3項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定通知書等の様式)

第17条 条例第32条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第12

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第13

2 条例第32条第2項に規定する書面は、様式第14のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第18条 条例第36条に規定する書面は、様式第15のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第19条 条例第38条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第16（条例第37条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、様式第16の2）のとおりとする。

(利用停止請求における本人等の証明に必要な書類)

第19条の2 第7条第1項から第3項までの規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定通知書等の様式)

第20条 条例第40条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第17

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第18

2 条例第40条第2項に規定する書面は、様式第19のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第21条 条例第43条の2第3項の規定による通知は、様式第20により行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条中愛知県公立大学法人の保有する個人情報の保護に関する規程第4条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定及び同規程様式第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の愛知県公立大学法人の保有する個人情報の保護に関する規程（以下「新規程」という。）第7条（新規程第17条の2及び第20条の2において準用する場合を含む。）並びに第14条第3項及び第4項の規定は、この規程の施行の日以後になされる開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、同日前になされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際現に第2条の規定による改正前の愛知県公立大学法人の保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている自己情報開示請求書、自己情報訂正請求書及び自己情報利用停止請求書の用紙は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第15条第2項、第29条第2項又は第37条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合を除き、新規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年愛知県条例第36号）附則第2項の規定により同条例による改正後の愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第14条第2項第6号に掲げる事項を登録するまでの間における当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の様式については、改正後の愛知県公立大学法人が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。